

令和3年度第1回善通寺市国民健康保険運営協議会議事録

開催日時 令和3年11月18日（木）午後3時30分～午後4時30分

開催場所 善通寺市役所 3階 大会議室

出席委員 松前 美津枝 藤田 諭史
藤澤 孝男 香川 宗寛
高畑 光宏 大塚 京子

事務局 保健福祉部長 佐柳 学
市民生活部長 宮川 庄造
保健課長 北谷 真有美
税務課長 尾池 修
保健課係長 山野 芳典
保健課主事 中津 綾香
保健課保健師 松本 昌子
税務課主事 秋山 颯太
税務課主事 好永 衣吹

議事 報告事項
(1) 税制改正（国民健康保険税）について
(2) 善通寺市国民健康保険条例の一部改正について
(3) 令和2年度特別会計国民健康保険決算状況について
(4) 令和2年度保健事業（特定健康診査等）について

議事録

（事務局）

ただ今から、令和3年度第1回善通寺市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

日頃は、本市の国民健康保険事業に、ご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。また、本日は大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。昨年度の2回目の本協議会につきましては、新型コロナウイルスの影響から、書面開催とさせていただきましたが、その際にもご協力を賜りました。重ねて御礼申し上げます。本日の議題といたしましては、税制改正等についてご報告がございますので、ご意見をいただければと存じます。はじめに、本協議会開催に当たり、高畑会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長)

みなさん、こんにちは。本日は、令和3年度第1回善通寺市国民健康保険運営協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様には、お忙しい中ご出席くださいまして、誠にありがとうございます。今回は、国民健康保険税の改正をはじめ、4点ほど報告があるようです。健全な国保事業の運営に尽力する上でも、皆様から、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。このところは、県内、また全国的にも新型コロナの感染状況が落ち着いてはおりますが、第6波に対する懸念もありますので、感染予防の観点からも、円滑な議事進行に努めたいと思いますので、皆様にもご協力を賜りたいと思います。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。次に、本来であれば、市長が参りまして、ご挨拶を申し上げるところですが、あいにく公務のため、代わりに保健福祉部長がご挨拶申し上げます。

(保健福祉部長)

本日は、ご多忙の中、国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。平素は、本市の国民健康保険事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。昨年度に引き続きまして、今年度も新型コロナウイルスの影響によりまして、様々な分野で事業の中止、延期が相次ぎました。現在は、全国的に新規感染者数の減少傾向が続いている状況ではございます。本市においても1か月ほど新規感染者0が継続しておりますが、国の専門家の間では冬場の第6波が懸念されているところから、今後も新たな生活様式に則した行政運営が市に求められているところでございます。本日は、お手元の資料にございますとおり、国民健康保険税及び出産育児一時金に関する条例改正について、また、令和2年度の決算状況及び保健事業についてご報告させていただきます。皆様からは忌憚のない率直なご意見を賜りたいと思います。最後になりましたが、本市の国民健康保険事業が健全に運営できますよう、委員の皆様方のご指導とご助言をお願い申し上げます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

会議の開催に当たりまして、坂本委員様、高尾委員様、河村委員様から欠席のご連絡をいただいております。本日は運営協議会の委員6名の方がご出席いただいておりますので、善通寺市国民健康保険運営協議会規則第7条により有効に成立していることをご報告いたします。これ以降の会議の進行につきましては、規則第8条第1項の規定により会長にお願いしたいと思います。

(会長)

それでは、これより会議を始めます。まず、本日の会議録の署名委員を指名させていただきます。本日の会議の署名委員につきましては、松前委員様と藤澤委員様にお願い

したいと思います。よろしくお願いいたします。それでは、まず、税制改正について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

税務課より、税制改正について説明いたします。資料1ページをご覧ください。令和3年6月11日に公布された全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、関係法令等の整備が行われました。そのうち、国民健康保険税の改正内容を抜粋したものです。国民健康保険税につきましては、6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者、以下未就学児といいます、に対する保険税を減額するという内容でございます。この改正内容につきましては、令和4年4月1日に関係政令が施行される予定となっております。次に、具体的な改正内容についてご説明いたします。2ページ目をご覧ください。こちらは未就学児の保険税を減額することで、小さな子どものいる現役世代への負担を減らす目的で実施されるものであります。内容といたしましては、未就学児にかかる均等割保険税について、その5割が軽減されます。ただし、世帯が基準所得以下で別途均等割の軽減を受ける場合は、軽減後の均等割保険税について軽減をすることになります。実際の金額は、改正内容の改正前と改正後の表をご参照ください。改正の影響で試算しておりますとおり、103人を対象に135万円程度の調定額の減額を見込んでおります。なお、今回の改正につきましては、12月市議会にて条例改正案の提出を予定しております。また、改正については、令和4年度以降の国民健康保険税について適用することとなっております。以上で税務課からの説明を終わります。

(会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、質疑、意見をお受けしたいと思います。

(委員)

《 意見等無し 》

(会長)

これは、協議会として何か答申を行うべき案件でしょうか。それとも報告を承るだけでよろしいでしょうか。

(事務局)

今回は、国の法令の改正に基づき条例の改正を行うもので、12月市議会で議案を提出する予定としているものを事前に委員の皆様にご報告させていただいております。諮問事項ではございませんので、答申も不要でございます。

(会長)

ありがとうございます。それでは、特段、委員の皆様からはご意見なしということで、次に、善通寺市国民健康保険条例の一部改正について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

善通寺市国民健康保険条例の一部改正について説明いたします。お手元の資料3ページをご覧ください。国保に加入している方が出産しますと、出産育児一時金が支給されます。その金額は、善通寺市国民健康保険条例で定めておりますが、社会保険等、他の保険との均衡を図るため、国の法令で定める金額に準じています。法令は、出産育児一時金の基本額を40万4千円とし、各保険者の判断で産科医療補償制度の掛金相当額を加算できるとしています。産科医療補償制度とは、出産する際に、万が一、重度の脳性麻痺となった場合に、赤ちゃんと家族の経済的負担を補償する制度で、公益財団法人日本医療機能評価機構がその運営を行っているものです。来年の1月から、その掛金が4千円減額される予定になっております。それに伴い、出産育児一時金の金額の見直しについて、国で議論されました。最終的には、少子化対策の重要性に鑑み、現在の総支給額42万円を維持するという方針となりました。掛金分が1万6千円から1万円2千円に、4千円減額されるため、基本額を40万8千円に、4千円増額し、合計が42万円になるよう調整します。現在、市の条例は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として42万円を支給すると規定しており、基本額と加算額が明確に分けられておりません。そこで、今回の法令改正に合わせて、条例で基本額の40万8千円を、規則で加算額の1万2千円を定めることといたしました。条例を改正する場合は、市議会に諮る必要があるため、12月市議会で議案を提出する予定としております。以上で、善通寺市国民健康保険条例の一部改正についての説明を終わります。

(会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、質疑、意見をお受けしたいと思います。

(委員)

これは1世帯につき42万円が支給されるということですか。双子を出産した場合の金額はどうなりますか。

(事務局)

生まれた子1人につき42万円を支給しますので、双子の場合は84万円となります。

(会長)

他にご意見等ございませんか。ないようですので、続きまして、令和2年度特別会計国民健康保険決算状況について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、令和2年度特別会計国民健康保険の決算状況について説明いたします。資料5ページをご覧ください。まず、歳入の決算状況について説明いたします。国民健康保険税の決算額は、5億9,568万8,569円であり前年度と比べ465万143円の増となっております。これは収納率の上昇によるもので、前年度と比べますと、現年分で1.35%、滞納繰越分で2.47%上昇しております。使用料及び手数料は、28万4,100円です。これは国保税を期限までに納付しなかった方への督促の手数料です。国庫支出金は、262万2千円です。内訳は、マイナンバーカードが保険証として利用できるようになりましたが、その制度開始に当たってのシステム改修に対する補助75万3千円と、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免に対する補助186万9千円となっております。県支出金は、25億1,086万3,492円であり前年度と比べ1億1,573万5,440円の減となっております。これは、令和2年度の医療費が国保加入者数の減少と、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えに伴い減少したことで、市が支出した医療費に対する県の交付金が減少したことによるものです。諸収入は、1,253万2,713円であり前年度と比べ699万4,648円の減となっております。主な理由は、第三者納付金の減少によるものです。第三者納付金とは、交通事故等により被害を受けた方が国保を使って治療を受けた場合、後に加害者から市に支払われる損害賠償金のことです。繰入金は、2億7,974万8,516円です。前年度と比べ7,537万5,513円の減となっております。すでに報告を終えております、赤字削減解消計画において、削減すべきとしておりました法律等の規定に基づかない市の判断で行う繰入金が、令和2年度においては無かったため、前年度に比べ減少しております。繰越金は、5,347万6,944円であり、これは令和元年度が黒字決算となったため、翌年度に繰り越したものです。歳入合計は、34億5,521万6,334円です。続きまして6ページをご覧ください。歳出の決算状況について説明いたします。総務費は、2,505万9,877円となっております。保険給付費は、24億4,524万6,463円であり前年度と比べ1億190万164円の減となっております。これは、先ほど歳入の県支出金の所で説明したとおり、国保加入者数の減少と、新型コロナの影響により医療費が減少したためです。ただし、対前年比の伸び率がマイナス4%となっております一方で、1人当たりの医療費は、令和元年度が39万2,170円で令和2年度が38万7,704円となっており、伸び率はマイナス1.13%であり、1人当たりの減少率は小さくなっております。近年続いております少子高齢化に伴う1人当たりの医療費の上昇は、実質的には継続しているものと考えられます。国民健康保険事業費納付金は、8億6,658万9,342円であり1億1,080万9,615円の減となっております。保健事業費は、2,039万7,407円であり951万6,402円の減となっております。主な原因は、県に納付している地域医療確保事業等負担金を令和2年度から一般会計から支出することになったことと新型コロナの影響に伴い特定健康診査等事業費の委託料が減少したことです。

諸支出金は、116万9千円です。これは、遡って国保の資格を喪失した方等への国民健康保険税の還付金です。歳出合計は、33億5,846万2,539円です。歳入歳出の差引9,675万3,795円の黒字となりました。この黒字は、前年度繰越金として今年度予算の歳入に計上します。以上で、令和2年度国民健康保険決算の報告を終わります。

(会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、質疑、意見を受けたいと思います。

(委員)

新型コロナウイルスの影響による受診控えによって病気が重症化し、処置するのが手遅れになっているケースがあるとの報道がありますが、善通寺市の方でそのような案件を耳にしたことはありますか。

(事務局)

そのようなケースについて、具体的な案件を把握しておりませんが、令和2年度と比較して令和3年度の医療費の額が増えております。受診控えによって重症化した方の通院が増えているということが1つの要因である可能性があります。

(委員)

新型コロナに対して最初の頃は過剰反応した部分もあったというか、自治体が公民館などの施設の使用を制限することで、一般市民も危機感をひしひしと感じていたと思います。その後は、感染状況にも波があったり、コロナへの対応について理解が広がり、マスクの着用や手指消毒など、適切な対策を取ったりすることで行動しやすくなって、通院できる環境になったと思います。令和2年度から現在も受診控えが継続していると思っていましたが、そうではないようです。コロナを機に不要な受診が減ったということではなく、やはり、必要な受診を控えていた人もいたということですね。

(会長)

他にご意見等ございませんか。ないようですので、次に、令和2年度保健事業について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは特定健康診査の実績についてご説明します。7ページをご覧ください。令和2年度の特定健診は、男性が対象者2,217人のうち753人が受診し、受診率は34.0%、女性は対象者2,477人のうち1,043人が受診し、受診率は42.1%、合計の受診率は38.3%でした。中段のグラフは、県内市町の受診率のグラフです。香川県の平均受診率は、40.6%であり、善通寺市は県内11位でした。前年度に比

べ、県内市町の受診率は全体的に低下しています。善通寺市の低下率は12.4%です。次に、令和2年度の特健健診未受診者勧奨についてまとめました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大が起こったことにより市民の不安増大が懸念されたため、業者に委託しての受診勧奨は実施せず、直営の通知による受診勧奨や、検診会場等における受診勧奨ポスターの掲示、保健師による訪問の際に口頭での受診勧奨を行いました。8ページをご覧ください。はがきによる受診勧奨は、令和2年度特定健康診査対象者のうち、既に受診済の方を除く40歳の方46名と、41歳から59歳の方で令和元年度に特定健診を受診済み、かつ、令和2年度人間ドック受診希望の方56名へ勧奨はがきを送付しました。102名中17名の方が受診され、割合としては16.7%が受診に繋がりました。なお、令和3年度は受診率を再度向上させるため、通知と電話による勧奨を業者へ委託し、対象者を選定のうえ受診勧奨を実施しました。続きまして、令和2年度特定保健指導の実績についてご報告します。9ページをご覧ください。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年と同じ形態での特定保健指導の実施は難しく、保健指導率は43.8%に低下しています。しかし、新しい生活下における感染拡大防止策に十分に留意しつつ、保健師による訪問等を実施しました。第3期特定健康診査等実施計画の最終目標60%を下回ったため、訪問、電話、手紙等による保健指導を継続し、保健指導率を再度向上させることを目標としていきます。次に、善通寺市保険事業実施計画の中間評価について申し上げます。14ページをご覧ください。本市では平成30年度より善通寺市保険事業実施計画、通称第2期データヘルス計画を策定し、被保険者の健康的な生活と医療費適正化のため、保健事業の実施に取り組んでいます。計画の期間は6年間であり、3年目となる令和2年度が中間評価の時期に当たりましたので、後半3年間に向けた実績の分析、評価を実施しました。中間評価の結果及びそれを踏まえた見直し等について報告します。なお、分析に用いましたデータは令和元年度までのものとなりますので、先にご報告した令和2年度の特健健診、特定保健指導の内容は入っておりませんことを念頭にご傾聴願います。今回の中間評価に当たり、善通寺市の実施する各保健事業について、分析、見直しを行いました。そのうち特に力を入れるべき生活習慣病予防対策事業と生活習慣病重症化予防対策事業の2点を、重点保健事業としてご報告します。それでは16ページをご覧ください。まず、生活習慣病予防対策事業について申し上げます。生活習慣病予防対策として第2期データヘルス計画に掲げる事業に、特定健診受診率の向上があります。前年度より増を目標として、はがきや電話による勧奨を直営や委託により実施し、またポスター掲示による受診勧奨も実施してきました。その結果、特定健診受診率は令和元年度まで増加傾向にありました。国の示す特定健診受診率の目標基準は60%です。第2期データヘルス計画の終了年度である令和5年度までに、国の目標基準を達成することは難しいと予想されますが、引き続き前年度より増を目標とし、事業実施に取り組んで参ります。未受診勧奨、継続受診勧奨に加え、特定健診対象となる40歳前の対象者へ健診の周知を実施し、40歳になった際の受診に繋げること、また、不受診理由の把握に努めるなど、様々な方法でアプローチしていきます。特定健診受診率向上を目的とした取組を行った結果について、その他のデータ分析結果は17ページから23ページに掲載しています。続けて、24ページをご覧ください。

さい。第2期データヘルス計画中間評価のもう一つの焦点として、生活習慣病重症化予防対策事業について申し上げます。本市の地域課題でもあるメタボリックシンドロームの改善と糖尿病重症化予防を重点に置いた生活習慣病重症化予防を目指し、実施率の向上と効果的な保健指導、受診勧奨を重視した取組を行ってきました。まず、メタボリックシンドロームの改善につきましては、特定保健指導実施率増加を目標としました。専属の専門職を雇用した令和元年度には特定保健指導実施率は65.2%となり、国や県の平均を上回るなど、一時的に実施率の増加が見られました。しかし、マンパワーによる年度ごとの振れ幅は大きく、安定した数字にはなっていません。健康づくり講座、訪問等による保健指導、人間ドック実施医療機関での委託個別保健指導を引き続き実施し、実施率を再度向上させるべく取り組んでいきます。次に、26ページをご覧ください。糖尿病重症化予防に重点を置いた生活習慣病重症化予防につきまして、人工透析導入者数とその割合の抑制を目標としました。特定健診結果を基に保健指導及び受診勧奨対象者を抽出し、個別の勧奨通知を送付すること、また訪問等により個別介入を行ったことで、より多くの対象者に勧奨を行うことができました。27ページには、成功要因及び阻害要因を掲載しています。個別及び集団での保健指導へ呼び込みを行ったことで、対象者に合った実施が可能になりました。医療機関とも連携し、受診勧奨により受診した者について、要保健指導介入者との回答があった際はフォローを行うなど、フォロー体制にも力を入れ取り組むことができています。ただし、実施に繋がらなかったケースもありました。要因として、健診を受けてから勧奨通知が届くまでの期間が空くことにより危機意識が低下したことが考えられますので、勧奨通知の送付時期については検討していきます。また、人工透析導入者数及び割合のデータにつきましては、30ページに掲載しています。人工透析患者数は30人程度で横ばいですが、1人当たりにかかる医療費が高いため、1人の増減でも大きな影響が出ています。生活習慣病は重症化することで、医療費だけでなく何よりも患者自身に経済的、時間的負担が発生することになります。人工透析導入者数及びその割合を減少させるため、今後も重症化予防対策に取り組みます。その他データ分析の結果につきましては28ページから30ページに掲載しています。国の示す特定保健指導実施率の目標基準は60%です。目標の達成状況としましては、令和元年度で国の示す目標基準を達成しましたが、ここから更なる実施率増加を目標とする場合、実施体制の拡大が必要になります。よって目標値は特定健診受診率に同じく前年度より増とし、継続して受診率の向上を目標とします。また、中間評価後の新たな目標として特定保健指導対象者の減少率の増加を定めました。特定保健指導実施率は増加していますが、対象者でなくなった者の減少率はここ数年横ばいであるため、効果を高めるための介入方法の検討を行い、取組内容の見直しやスタッフのスキルアップによる個々に合った取組を行うことで、特定保健指導の実施効果の向上を目指します。その他の保健事業につきましては、32ページに掲載しています。がん検診受診率向上や健康相談、運動、食育推進事業の実施、健康推進員や食生活改善推進員の養成、育成のための研修実施に引き続き取り組みます。以上を持ちましてデータヘルス計画中間評価結果報告とさせていただきます。見直し及び修正後の目標達成のため各事業を実施し、今回の分析を活用してよりよい取組に繋がるよう事業展開を行っていきますので、

今後ともご指導ご助言をよろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、質疑、意見を受けたいと思います。

(委員)

健康推進員の方でも公民館などで色々と活動しておりますが、一定の年齢以上の方が参加する活動だけなので、小さい頃からポテトチップスに代表される塩っ辛いものや脂っこいものを好んでずっと食べている子ども達や若い人達に対する活動が必要であると感じています。健康に関する問題を学校でも教育されていると聞いているのですが、イベント等を利用して保護者向けの何か魅力的な活動ができないかと思います。コロナが去ってからはなると思いますが、保健課が中心となって企画していただければと思います。

(事務局)

健診（検診）に関する事や、生活習慣病予防を中心に、地区の健康推進員さんに活動していただいております。新型コロナの影響で活動が縮小してはいますが、健康推進員の活動としては、子育て世代はもちろん、子どもも含めた家族、地域ぐるみで健康をとということが、元々の大切な活動です。地区によっては、例えばピヨピヨクラブなど小さな子どもさん連れに対する活動も行われていますので、そのような場を活用していただけたらと思います。皆さんにご意見をいただきつつ、市の保健師と一緒に考えて各地区にあった取組が行えたらと思います。

(委員)

人工透析の一番の原因は、なんですか。

(事務局)

人工透析導入者で割合が一番大きいのは、糖尿病性腎症、糖尿病からくる腎症が挙げられます。全国、特に香川県は糖尿病患者が多く、また、その中でも善通寺市は、糖尿病の罹患者が若年層より多くなっています。香川県下でも、糖尿病性腎症重症化予防プログラムに沿った取組を行っており、善通寺市でも糖尿病を予防する、重症化を予防するために事業を行っております。その中にCKD予防事業というものがあります。これは慢性腎臓病予防、特に糖尿病から来る腎症を予防するための保健指導や、受診勧奨を行う事業です。

(委員)

ということは、糖尿病を予防すれば、ある程度は腎症をおさえることが出来るということですか。

(事務局)

数で言えばそうですが、この腎症というものが、生活習慣が影響するものであり、高血圧、脂質異常、これに糖尿病を合せた3つが生活習慣病の中でも特に注意していただきたいものです。市は糖尿病対策に力を入れていますが、今後、循環器、高血圧の方でも力を入れていく必要があります。糖、塩分、脂質、皆さんもういちど生活習慣を振り返っていただいて気を付けていただければと思います。

(事務局)

提案ですが、医療費の額を詳細にお知らせしたらどうでしょうか。もし糖尿病になれば医療費がこれくらいになる、これくらい困りますよ、これが人工透析になればこうなりますよという金額をはっきり知らせることで、より効果が期待できると思います。

(事務局)

糖尿病の人は身近にいるが、人工透析の方はあまりいないため、危機感が伝わりにくいということもあって、地域の方に糖尿病の現状をお伝えするため、数年前から、糖尿病重症化予防に着目した国保出前講座というものを各地区で実施させていただいております。健康推進員さんを主として、地区の希望者に参加していただき、糖尿病に関する医療費や疾病に関して、国保事務担当者と保健師が地区公民館に出向き、説明をさせていただいています。そこで1人でも多くの方に知っていただいて危機感を感じていただければと。今後も、コロナが落ち着けば拡大して活動していただきたいと考えています。人数が少なくても、ご依頼があれば実施させていただきます。

(委員)

マイナンバーカードを保険証として利用できるようになったようですが、利用可能な医療機関について公表されていますか。

(事務局)

厚生労働省のホームページで公表されておりますが、市内の医療機関においては、利用できる医療機関が少ないというのが現状です。

(委員)

市はマイナンバーカードの取得促進を行っているようですが、各医療機関が専用の機器を導入し実際に保険証として使える環境作りを推進していくことが必要ではないでしょうか。

また、保健事業に関して色々な活動をされているようですが、その後のフォローも必要ではないでしょうか。病気が悪化した例を具体的に挙げて、早めに手を打たなければ恐ろしいことになるということを伝えるなど、少し手厳しい指導を行うことも必要ではないかと思います。実施の後の結果をつかむことをぜひやってほしいと思います。

(事務局)

マイナンバーカードの保険証利用に関しては、確かに医療機関の皆様にご負担を強いところでございます。国の方が令和4年度末までに本格稼働を目指しておりまして、市として何か補助できることがなく、心苦しいところでございます。

(委員)

市は、検診等の結果などから個々のケースで、どのような経過をたどって、症状が変化したかを把握していると思います。多くのデータを市は持っているが、それを市民に返さないで、現在の生活にあまり支障がないということで危機感を持たないのではないのでしょうか。放置しているとどうなるかというのを伝えていくことが大事であるという趣旨で委員さんは発言されたのだらうと思います。出前講座でも色々情報を提供してくれていますが、オブラートに包んで優しい指導になっているので、行動変容に結びついていないという印象があります。市民の命と健康を守るため、市としてその辺りを取り組んでいただきたいと思います。

(事務局)

数年前からCKDの集団や個別の指導やその他保健指導などの際に、気を付けないと重症化する、人工透析や命に関わる病気になる恐れがあるということを伝え、CKD予防事業の案内文章に腎臓病という文言を使用し、危機感を感じていただけるよう工夫しております。保健指導となると、対象者によって反応が両極端で、検診を受けたので見てくださいという対象者がいる一方で、保健指導を受けることに対して拒否をする対象者もいます。しかし、保健指導を拒否した方が、保健課の事業である運動教室に参加するというケースもあり、担当者間で情報連携して少しずつ人間関係を作り、徐々に介入していくような工夫もしております。介入及び介入後のフォロー体制については、今後さらに強化していきたいと思っております。また、データを活用して、危機感を持っていただけるような伝え方の工夫も行っていきたいと思っております。

(会長)

他にご意見、ご質問ございませんか。よろしいでしょうか。特にないようですので、議事を終了いたします。これで、議事は終了しましたが、他に国民健康保険事業に関して、ご意見等はございませんか。

(委員)

国がジェネリックの使用を推進していますが、そのジェネリックが入荷しにくい状況が今年の8月頃から続いています。国の方から公表はされていませんが、大手の製薬会社が指導を受けたことで、このような状況になっているようです。

(事務局)

貴重な情報提供ありがとうございました。市は国からの指導に基づきジェネリックの

利用を推進しております。利用率によって補助金の金額にも影響するためです。しかしながら、そのような状況があるのであれば、国や県に対して問題提起をしてみたいと思います。

(会長)

他にありませんか。

ないようですので、本日の協議会を終了したいと思います。最後に事務局から連絡事項はありますか。

(事務局)

本日は、貴重なご意見を多く賜り、ありがとうございました。保健課といたしましては、コロナ禍とういことで新たな生活様式の中でという制限もありますが、市民に寄り添った事業を心がけてまいりたいと思います。次回の運営協議会については、1月下旬から2月上旬での開催を予定しております。1点ほど諮問する事項があると思います。事前に日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

(会長)

以上で本日の国民健康保険運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。